

改 正 案	現 行
<p>（没収保全等の請求）</p> <p>第六十三條 第六十九條（通常逮捕状の請求）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第十九條第三項、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五條第三項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第二十三條第一項の没収保全（麻薬特例法第十九條第一項、不正競争防止法第三十五條第一項及び組織的犯罪処罰法第二十二條第一項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次條第一項及び第六十五條において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第十九條第二項、不正競争防止法第三十五條第二項及び組織的犯罪処罰法第二十二條第二項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次條第二項及び第六十五條において同じ。）の請求について準用する。</p> <p>（裁判官から執行の指揮を受けた場合）</p> <p>第二百六十五條 第二百五十七條（檢察官の指揮による執行）、第二百五</p>	<p>（没収保全等の請求）</p> <p>第六十三條 第六十九條（通常逮捕状の請求）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第十九條第三項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第二十三條第一項の没収保全（麻薬特例法第十九條第一項及び組織的犯罪処罰法第二十二條第一項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次條第一項及び第六十五條において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第十九條第二項及び組織的犯罪処罰法第二十二條第二項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次條第二項及び第六十五條において同じ。）の請求について準用する。</p> <p>（裁判官から執行の指揮を受けた場合）</p> <p>第二百六十五條 第二百五十七條（檢察官の指揮による執行）、第二百五</p>

---

十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第七十条第一項ただし書又は同法第八条第一項ただし書の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、搜索状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

---

十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第七十条第一項ただし書又は同法第八条第一項ただし書の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、搜索状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

---

別添様式第15号 (犯罪捜査規則第163条)  
没収保全等請求簿

番号	第 号	第 号	第 号
没収保全等 請求決裁月日	月 日	月 日	月 日
根拠 法	麻薬特例法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法	麻薬特例法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法	麻薬特例法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法
種 別	没収保全 附帯	没収保全 附帯	没収保全 附帯
罪 名			
被疑者氏名			
命令が発せ られた月日	月 日	月 日	月 日
裁判官氏名			
送付月日	月 日	月 日	月 日
備 考			

(用紙 日本工業規格 A 4)

別添様式第15号 (犯罪捜査規則第163条)  
没収保全等請求簿

番号	第 号	第 号	第 号
没収保全等 請求決裁月日	月 日	月 日	月 日
根拠 法	麻薬特例法 組織的犯罪処罰法	麻薬特例法 組織的犯罪処罰法	麻薬特例法 組織的犯罪処罰法
種 別	没収保全 附帯	没収保全 附帯	没収保全 附帯
罪 名			
被疑者氏名			
命令が発せ られた月日	月 日	月 日	月 日
裁判官氏名			
送付月日	月 日	月 日	月 日
備 考			

(用紙 日本工業規格 A 4)